4　事業用不動産の一覧

名　　称	所　在　地	面積（㎡）	営業所の設置の有無

（　　年３月31日現在）

注１　事業用不動産の所在地ごとに記載すること。この場合において、事業用不動産の所在地は、都道府県ごとに整理して記載すること。

２　営業所（信書便物の引受けの業務を行う場所をいう。）又は事業場（信書便物の引受け、表示、区分、配達、保管その他の信書便の業務を行う場所をいう。）の用に供する場所がある事業用不動産については、その見取図を添付すること。また、見取図には、「信書便物の引受けの業務を行う場所」、「信書便物であることの表示の業務を行う場所」、「還付できない信書便物の措置の業務を行う場所」のように、当該場所において行われる作業内容、面積及び信書便事業「専用」又は「兼用」の別を記載すること。

注　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

様式第22（第43条関係）

（表）

第　　号　　発行年月日

有効期間　　年　月　日

民間事業者による信書の送達に関する法律第三十七条第三項の規定による信書便検査職員の証

総務省　印

所属
氏名

（裏）

民間事業者による信書の送達に関する法律抜粋第37条

２　総務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、一般信書便事業者又は特定信書便事業者の事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況若しくは事業の用に供する施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

３　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

４　第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

注　大きさは、縦９センチメートル、横６センチメートルとする。

（独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令の一部改正）

第四条　独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令（平成十九年総務省令第九十八号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第三十条第二項第六号」を「第三十条第二項第七号」に改める。

第十九条の二を削る。

附　則

この省令は、郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十八号）の施行の日（平成二十七年十二月一日）から施行する。

○外務省令第十八号

旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第三条第一項及び第四項、第五条第四項、第十二条第一項並びに第十七条第一項の規定に基づき、及び同法を実施するため、旅券法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十一月二十七日　　外務大臣　岸田　文雄

旅券法施行規則の一部を改正する省令

旅券法施行規則（平成元年外務省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「別記第一号様式」の下に「又は別記第一号の二様式」を加え、「別記第二号様式」の下に「又は別記第二号の二様式」を加える。

第三条第一項中「別記第三号様式」の下に「又は別記第三号の二様式」を加える。

第九条中「別記第十一号様式」の下に「又は別記第十一号の二様式」を加える。

第十条第一項中「別記第十二号様式」の下に「又は別記第十二号の二様式」を加える。

第十三条中「別記第十五号様式」の下に「又は別記第十五号の二様式」を加える。